

浜の活力再生プラン
(第 3 期)

1 地域水産業再生委員会 (ID : 1105001)

組織名	秋田県地域水産業再生委員会
代表者名	会長 杉本 貢 (秋田県漁業協同組合 代表理事組合長)

再生委員会の構成員	秋田県漁業協同組合、八峰町、男鹿市、潟上市、由利本荘市、にかほ市、秋田県 (農林水産部水産漁港課、水産振興センター)
オブザーバー	

対象となる地域の範囲及び 漁業の種類	北部地区 (八峰町) 1. 底びき網 6 名 2. 延縄 27 名 3. 一本釣 74 名 4. 沖合刺網 10 名 5. 浅海刺網 52 名 6. 採貝藻 62 名 合計 232 名 令和 6 年 1 2 月時点
-----------------------	---

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

<p>当該地域は、青森県境に位置し、世界自然遺産白神山地を有する自然豊かな漁村である。</p> <p>令和 5 年度の当該地域の漁業生産量は 567 トン、生産額は 546 百万円で、10 年前 (平成 25 年度、1,450 トン、755 百万円) と比較して、生産量で 883 トン、生産額で 209 百万円の減少となっている。</p> <p>また、組合員数も令和 5 年度が 193 名 (正組合員 125 名、准組合員 68 名) で 10 年前 (平成 25 年度、266 名 (正組合員 161 名、准組合員 105 名) と比較して、73 名 (正組合員▲36 名、准組合員▲37 名) の減少となっている。</p> <p>漁獲量は減少傾向で、漁業用資材や燃油価格が高騰するなど漁業を取り巻く環境は厳しく、漁業所得は減少しており、後継者不足の要因となっている。</p> <p>組合員の高齢化及び減少に伴う水揚げの減少や漁協関連施設の老朽化が顕著となっており、当該地域水産業の根本的な構造改革のため、産地市場統合を推進し、水揚げ及び事業規模に見合った漁協サービスの提供と持続可能で安定的な漁業経営が図れるよう機能集約することとしている。</p> <p>当該地域においては、産地市場統合を目指し協議を行ってきたが、漁業者の調整に時間がかかっており、着手できずにいる。出荷される漁獲物の鮮度・衛生管理などの漁師向上対策について、漁業者、仲買人、漁協職員がそれぞれの立場で改善に努めてきており、一定の効果は現れている。</p>
--

経費削減策としては、漁業経営セーフティネット構築事業への加入促進や省燃油につながるような航行速度の調整などに取り組んでいる。

(2) その他の関連する現状等

秋田県八峰町は、基幹産業である農業が非常に盛んである。特に菌床しいたけや米、生薬栽培が活発に行われている。また、梨などの果物は特産品として親しまれている。移住・定住促進には非常に積極的で、住宅用地の無償譲渡や定住促進住宅の整備を進めるなど、新たな住民を温かく迎え入れるための取り組みが充実している。観光面では、通年の集客を目指し、地域の魅力を最大限に活かした観光振興に力を入れている。

3 活性化の取り組み方針

(1) 前期の浜の活力再生プランにかかる成果及び課題等

1 漁業収入向上の取り組み

(1) 産地市場の衛生管理高度化及び市場業務の効率化

【成果】 漁協経済システムの導入により業務の効率化につながった。

【課題】 八森と岩館の市場統合は漁業者との調整に時間を要しており、実現に至っていない。

(2) 地域特産品の開発や低価格魚・未利用魚の活用による魚価の向上

【成果】 輝サーモンの名前が地元を中心に県内で認知度が高まった。

【課題】 低・未利用魚の開発には取り組めなかった。

(3) 活締め・神経締め等の鮮度保持による魚価の向上

【成果】 ウスメバル等主要な魚種について、船上で血抜き処理を行い、一定水準以上のものをタグ付け出荷できており、魚価の向上につながっている。

【課題】 徹底不足の部分があるため、改善に努める必要がある。

(4) ブランドを活用した魚価の向上

【成果】 輝サーモンのブランド化により、県内での知名度が上がり、単価の向上につながった。

【課題】 計画していたボタンエビの活魚出荷は一時取り組んだが、継続には至らなかった。

(5) 直売会の開催等による魚価の向上

【成果】 県内陸部でのイベントで直売を実施した。

【課題】 直売会への参加は一部の漁業者に限られている。

(6) 漁場清掃、海底耕耘などの漁場環境整備への取り組み

【成果】 漁場環境整備に継続して取り組むことができた。

【課題】 引き続き漁場環境整備に努める。

(7) 新規就業者や乗組員の確保のため新たな就業モデルの構築

【成果】 漁業スクールでの基礎的な漁業研修や就業後のフォローアップを実施し、新規就業者の定着に努めた。

【課題】 引き続き新規就業者が安定して漁業に従事できる環境を整えていく。

(8) 養殖生産の拡大

【成果】サーモン・ギバサ養殖に継続して取り組んだ。

【課題】県内需要に見合った生産量が確保できていない。

2 漁業コストを削減させるための取り組み

(1) 減速航行や船底清掃の実施による経費削減

【成果】減速航行、船底清掃により経費削減につながっている。

【課題】一部漁業者には減速航行が徹底できていない。

(2) 今期の浜の活力再生プランの基本方針

1 漁業収入向上のための取り組み

(1) 産地市場の衛生管理高度化による魚価の向上

①漁協は、市場業務の効率化を図るため、八森市場と岩館市場を統合し、八森市場への一元化に取り組む。

(2) 地域特産品の開発や低価格魚・未利用魚の活用による魚価の向上

①漁協と漁業者は、八峰町、地元水産加工品会社等と連携して、未利用魚・低利用魚の活用による魚価の向上を図る。

(3) 活締め・神経締め等の鮮度保持による魚価の向上

①漁業者は、ウスメバル等の主要な魚種について、血抜き処理を徹底し、一定基準以上のものにタグを装着し、差別化を図る取り組みを継続し、魚価の向上を図る。

②底びき網漁業者は、ボタンエビの活魚出荷による魚価の向上に取り組む。

(4) ブランドを活用した魚価の向上

①漁協と漁業者は、八峰町と連携し、輝サーモン・ボタンエビのブランド力の向上に努め、魚価の高位安定化を図る。

(5) 販路拡大による魚価の向上

①漁業者と漁協は、道の駅での販売や直売、オンライン販売等を実施し、地産地消の推進や魚食普及のPRにより魚価の向上に取り組む。

(6) 漁場環境整備への取り組み

①底びき漁業者は、海底耕耘や海底清掃等に取り組む、漁場環境の改善に取り組む。

②採貝藻漁業者は、磯根資源の再生を図るため、漁場清掃等に継続して取り組む。

③採貝藻漁業者は、県水産振興センターと連携し、資源維持のため種苗放流を継続する。

(7) 養殖生産の拡大

①採藻漁業者は、県水産振興センターと連携し、ギバサ養殖に取り組む。

②漁業者は、静穏域を有効活用し、サーモン養殖の養殖業収入の向上に取り組む。

(8) 海業による所得向上の取り組み

①漁協と漁業者は、漁港施設の有効活用法を検討し、海業（漁業体験や直売等）に取り組むこ

とで所得の向上を図る。

2 漁業コスト削減のための取り組み

(1) 経費削減の取り組み

- ①全漁業者は、漁場までの往復航行速度を毎時2ノット減速することとし、燃油消費量の削減を目指す。
- ②漁業者は、船底清掃を行い、付着物を取り除くことで燃費をよくし、燃油消費量の削減を目指す。
- ③漁協は、燃油高騰の影響緩和による漁業経営の安定化を図るため、漁業経営セーフティネット構築事業への加入を促進する。

3 漁村の活性化のための取り組み

(1) 漁業人材育成・確保

- ①漁協は、担い手の掘り起しを行うため、漁業スクール受講者や新規就業希望者を対象に基礎的な漁業研修、就業後のフォローアップ等の就業モデル創出の取り組みを実施する。

(2) デジタル化人材の育成

- ①漁協は県と協力して、デジタル化人材の育成に努め、デジタル化の取り組みを推進する。

(3) 資源管理に係る取り組み

秋田県資源管理協定を履行することによって、漁獲努力量の削減・維持に努める。

また、近年アワビやナマコ等を狙った密漁が全国的に問題となっており、本県においてもアワビやイワガキ等を狙った密漁が横行していることから、密漁防止啓蒙看板の設置等を行うとともに、県をはじめ、関係機関と連携し、密漁の防止に取り組み、水産資源の保護を図る。

(4) 具体的な取り組み内容（毎年ごとに数値目標とともに記載）

1 年目（令和7年度）所得向上目標（基準年比）3.7%

漁業収入向上のための取り組み	<ul style="list-style-type: none">(1) 産地市場の衛生管理高度化による魚価の向上 漁協は、八森市場と岩館市場を八森市場に一元化するため、漁業者との協議を継続する。(2) 地域特産品の開発や低価格魚・未利用魚の活用による魚価の向上 漁協と漁業者は、県や八峰町、地元水産加工品会社等と協力して、未利用魚・低利用魚の活用法を検討する。(3) 活締め・神経締め等の鮮度保持による魚価の向上 漁業者は、水揚げされる主要な魚種（ウスメバル等）について血抜き処理を徹底し、一定基準以上のものにタグを装着し、差別化を図る取り組みを継続する。また、底びき網漁業者は、ボタンエビの活魚出荷について、出荷形
----------------	--

	<p>態や基準について漁協や研究機関と協議する。</p> <p>(4) ブランドを活用した魚価の向上 漁協と漁業者は、「輝サーモン」の知名度向上に向けた PR を強化し、県内外への売り込みを継続する。加えて、活魚出荷に取り組むボタンエビ等のブランド化について協議する。また、漁業者に対して有益な情報を提供するバックアップ体制を構築する。</p> <p>(5) 直売会の開催等による魚価の向上 漁業者は、海に面していない県内陸部での直売会を継続し、地産地消の推進・PR や魚価向上策に取り組む。また、新たな直売会の開催について検討する。</p> <p>(6) 漁場清掃、海底耕耘などの漁場環境整備への取り組み 底びき網漁業者は、漁場環境を改善し資源の増大を図るため、漁場環境の整備のための取り組みを引き続き実施するとともに、水域の監視及び情報収集に努める。</p> <p>採貝藻漁業者も、磯根資源の再生を図るため、漁場の清掃等を継続して取り組むとともに、県水産振興センターと連携し、適切な種苗放流を継続する。</p> <p>(7) 養殖生産の拡大 採藻漁業者は、県水産振興センターと連携し、ギバサなどの養殖を継続して実施する。また、「輝サーモン」の養殖に引き続き取り組む。</p> <p>(8) 海業による所得向上の取り組み 漁協と漁業者は、海業に取り組むため、漁港施設の有効活用法について協議する。</p>
<p>漁業コスト削減のための取り組み</p>	<p>(1) 経費削減の取り組み 全漁業者は、漁場までの往復航行速度を毎時 2 ノット減速することとし、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>漁業者は、船底清掃を行い、付着物を取り除くことで、燃費を良くし燃油消費量の削減を図る。</p> <p>漁協は、燃油高騰の影響緩和による漁業経営の安定化を図るため、漁業経営セーフティーネット構築事業への加入を促進する。</p>
<p>漁村の活性化のための取り組み</p>	<p>(1) 漁業人材育成・確保 漁協は、担い手の掘り起しを行うため、漁業スクール受講者や新規就業希望者を対象に基礎的な漁業研修、就業後のフォローアップ等の就業モデル創出の取り組みを引き続き実施する。</p> <p>(2) デジタル化人材の育成 漁協は、県と協力してデジタル化人材の育成について協議する。</p>

活用する支援措置等	水産業強化支援事業（国） 漁村再生交付金事業（国） 漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業（国） 経営体育成総合支援事業（国） 漁業経営セーフティネット構築事業（国）
-----------	---

2年目（令和8年度）所得向上目標（基準年比）5.6%

漁業収入向上のための取り組み	<p>（1）産地市場の衛生管理高度化による魚価の向上 漁協は、八森市場と岩館市場を八森市場に一元化するため、漁業者との協議を継続する。</p> <p>（2）地域特産品の開発や低価格魚・未利用魚の活用による魚価の向上 漁協と漁業者は、県や八峰町、地元水産加工品会社等と協力して、未利用魚・低利用魚の活用法を開始する。</p> <p>（3）活締め・神経締め等の鮮度保持による魚価の向上 漁業者は、水揚げされる主要な魚種（ウスメバル等）について血抜き処理を徹底し、一定基準以上のものにタグを装着し、差別化を図る取り組みを継続する。また、底びき網漁業者は、ボタンエビの活魚出荷について、出荷形態や基準について漁協や研究機関と協議を継続する。</p> <p>（4）ブランドを活用した魚価の向上 漁協と漁業者は、「輝サーモン」の知名度向上に向けたPRを強化し、県内外への売り込みを継続する。また、前年に構築したバックアップ体制の下、活魚出荷に取り組むボタンエビ等のブランド化を図る。</p> <p>（5）直売会の開催等による魚価の向上 漁業者は、海に面していない県内陸部での直売会を継続し、地産地消の推進・PRや魚価向上策に取り組む。また、新たな直売会の開催について検討する。</p> <p>（6）漁場清掃、海底耕耘などの漁場環境整備への取り組み 底びき網漁業者は、漁場環境を改善し資源の増大を図るため、漁場環境の整備のための取り組みを引き続き実施するとともに、水域の監視及び情報収集に努める。 採貝藻漁業者も、磯根資源の再生を図るため、漁場の清掃等を継続して取り組むとともに、県水産振興センターと連携し、適切な種苗放流を継続する。</p> <p>（7）養殖生産の拡大 採藻漁業者は、県水産振興センターと連携し、ギバサなどの養殖を継続して実施する。また、「輝サーモン」の養殖に引き続き取り組む。</p> <p>（8）海業による所得向上の取り組み</p>
----------------	--

	<p>漁協と漁業者は、海業に取り組むため、漁港施設の有効活用法について引き続き協議する。</p>
<p>漁業コスト削減のための取り組み</p>	<p>(1) 経費削減の取り組み</p> <p>全漁業者は、漁場までの往復航行速度を毎時 2 ノット減速することとし、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>漁業者は船底清掃を行い、付着物を取り除くことで、燃費を良くし燃油消費量の削減を図る。</p> <p>漁協は、燃油高騰の影響緩和による漁業経営の安定化を図るため、漁業経営セーフティーネット構築事業への加入を促進する。</p>
<p>漁村の活性化のための取り組み</p>	<p>(1) 新規就業者や乗組員の確保のため新たな就業モデルの構築</p> <p>漁協は、担い手の掘り起しを行うため、漁業スクール受講者や新規就業希望者を対象に基礎的な漁業研修、就業後のフォローアップ等の就業モデル創出の取り組みを引き続き実施する。</p> <p>(2) デジタル化人材の育成</p> <p>漁協は、県と協力してデジタル化人材の育成のための研修等の実施を検討する。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<p>水産業強化支援事業（国）</p> <p>漁村再生交付金事業（国）</p> <p>漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業（国）</p> <p>経営体育成総合支援事業（国）</p> <p>漁業経営セーフティーネット構築事業（国）</p>

3 年目（令和 9 年度）所得向上目標（基準年比）7.5%

<p>漁業収入向上のための取り組み</p>	<p>(1) 産地市場の衛生管理高度化による魚価の向上</p> <p>漁協は、八森市場と岩館市場を八森市場に一元化するため、漁業者との協議を継続する。</p> <p>(2) 地域特産品の開発や低価格魚・未利用魚の活用による魚価の向上</p> <p>漁協と漁業者は、県や八峰町、地元水産加工品会社等と協力して、未利用魚・低利用魚を活用した商品の開発に取り組む。</p> <p>(3) 活締め・神経締め等の鮮度保持による魚価の向上</p> <p>漁業者は、水揚げされる主要な魚種（ウスメバル等）について血抜き処理を徹底し、一定基準以上のものにタグを装着し、差別化を図る取り組みを継続する。また、底びき網漁業者は、ボタンエビの活魚出荷について、出荷形態や基準について漁協や研究機関との協議内容を基に出荷する。</p> <p>(4) ブランドを活用した魚価の向上</p>
-----------------------	---

	<p>漁協と漁業者は、「輝サーモン」の知名度向上に向けた PR を強化し、県内外への売り込みを継続する。また、創出したブランド魚種について関係者を交えて評価を行う。</p> <p>(5) 直売会の開催等による魚価の向上</p> <p>漁業者は、海に面していない県内陸部での直売会を継続し、地産地消の推進・PR や魚価向上策に取り組む。また、新たな直売会の開催について検討する。</p> <p>(6) 漁場清掃、海底耕耘などの漁場環境整備への取り組み</p> <p>底びき網漁業者は、漁場環境を改善し資源の増大を図るため、漁場環境の整備のための取り組みを引き続き実施するとともに、水域の監視及び情報収集に努める。</p> <p>採貝藻漁業者も、磯根資源の再生を図るため、漁場の清掃等を継続して取り組むとともに、県水産振興センターと連携し、適切な種苗放流を継続する。</p> <p>(7) 養殖生産の拡大</p> <p>採藻漁業者は、県水産振興センターと連携し、ギバサなどの養殖を継続して実施する。また、「輝サーモン」の養殖に引き続き取り組む。</p> <p>(8) 海業による所得向上の取り組み</p> <p>漁協と漁業者は、前年度までに協議した内容の中から、実現可能なものを試験的に実施する。</p>
<p>漁業コスト削減のための取り組み</p>	<p>(1) 経費削減の取り組み</p> <p>全漁業者は、漁場までの往復航行速度を毎時 2 ノット減速することとし、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>漁業者は、船底清掃を行い、付着物を取り除くことで、燃費を良くし燃油消費量の削減を図る。</p> <p>漁協は、燃油高騰の影響緩和による漁業経営の安定化を図るため、漁業経営セーフティーネット構築事業への加入を促進する。</p>
<p>漁村の活性化のための取り組み</p>	<p>(1) 新規就業者や乗組員の確保のため新たな就業モデルの構築</p> <p>漁協は、担い手の掘り起しを行うため、漁業スクール受講者や新規就業希望者を対象に基礎的な漁業研修、就業後のフォローアップ等の就業モデル創出の取り組みを引き続き実施する。</p> <p>(2) デジタル化人材の育成</p> <p>漁協は、県と協力してデジタル化人材の育成のための研修等を実施する。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<p>水産業強化支援事業・漁村再生交付金事業 (国)</p> <p>漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業 (国)</p> <p>経営体育成総合支援事業 (国)</p> <p>漁業経営セーフティーネット構築事業 (国)</p>

4年目（令和10年度）所得向上目標（基準年比）9.3%

<p>漁業収入向上のための取り組み</p>	<p>(1) 産地市場の衛生管理高度化による魚価の向上 漁協は、漁業者との協議内容を踏まえ、市場の一元化に着手する。また、岩館市場の施設の有効活用法についても検討する。</p> <p>(2) 地域特産品の開発や低価格魚・未利用魚の活用による魚価の向上 漁協と漁業者は、県や八峰町、地元水産加工品会社等と協力して、未利用魚・低利用魚の商品開発を引き続き取り組む。また、販売に向けて協議を開始する。</p> <p>(3) 活締め・神経締め等の鮮度保持による魚価の向上 漁業者は、水揚げされる主要な魚種（ウスメバル等）について血抜き処理を徹底し、一定基準以上のものにタグを装着し、差別化を図る取り組みを継続する。また、底びき網漁業者は、ボタンエビの活魚出荷を継続する。</p> <p>(4) ブランドを活用した魚価の向上 漁協と漁業者は、「輝サーモン」の知名度向上に向けたPRを強化し、県内外への売り込みを継続する。また、前年実施した評価をもとに改善点を見直すとともに、販売促進や知名度向上の取り組みを実施する。</p> <p>(5) 直売会の開催等による魚価の向上 漁業者は、海に面していない県内陸部での直売会を継続し、地産地消の推進・PRや魚価向上策に取り組む。また、新たな直売会の開催を計画する。</p> <p>(6) 漁場清掃、海底耕耘などの漁場環境整備への取り組み 底びき網漁業者は、漁場環境を改善し資源の増大を図るため、漁場環境の整備のための取り組みを引き続き実施するとともに、水域の監視及び情報収集に努める。</p> <p>採貝藻漁業者も、磯根資源の再生を図るため、漁場の清掃等を継続して取り組むとともに、県水産振興センターと連携し、適切な種苗放流を継続する。</p> <p>(7) 養殖生産の拡大 採藻漁業者は、県水産振興センターと連携し、ギバサなどの養殖を継続して実施する。また、「輝サーモン」の養殖に引き続き取り組む。</p> <p>(8) 海業による所得向上の取り組み 漁協と漁業者は、前年度の取り組みの反省を踏まえて協議を行う。また、海業の試験的な取り組みを継続する。</p>
<p>漁業コスト削減のための取り組み</p>	<p>(1) 経費削減の取り組み 全漁業者は、漁場までの往復航行速度を毎時2ノット減速することとし、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>漁業者は船底清掃を行い、付着物を取り除くことで、燃費を良くし燃油消</p>

	<p>費量の削減を図る。</p> <p>漁協は、燃油高騰の影響緩和による漁業経営の安定化を図るため、漁業経営セーフティーネット構築事業への加入を促進する。</p>
漁村の活性化のための取り組み	<p>(1) 新規就業者や乗組員の確保のため新たな就業モデルの構築</p> <p>漁協は、担い手の掘り起しを行うため、漁業スクール受講者や新規就業希望者を対象に基礎的な漁業研修、就業後のフォローアップ等の就業モデル創出の取り組みを引き続き実施する。</p> <p>(2) デジタル化人材の育成</p> <p>漁協は、県と協力してデジタル化人材の育成のための研修等を引き続き実施する。</p>
活用する支援措置等	<p>水産業強化支援事業（国）</p> <p>漁村再生交付金事業（国）</p> <p>漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業（国）</p> <p>経営体育成総合支援事業（国）</p> <p>漁業経営セーフティーネット構築事業（国）</p>

5年目（令和11年度）所得向上目標（基準年比）11.7%

漁業収入向上のための取り組み	<p>(1) 産地市場の衛生管理高度化による魚価の向上</p> <p>漁協は、八森市場への一元化により、業務の効率化を図る。また、岩館市場の有効活用策に取り組む。</p> <p>(2) 地域特産品の開発や低価格魚・未利用魚の活用による魚価の向上</p> <p>漁協と漁業者は、県や八峰町、地元水産加工品会社等と協力して、未利用魚・低利用魚を活用した商品の販売試験を開始する。</p> <p>(3) 活締め・神経締め等の鮮度保持による魚価の向上</p> <p>漁業者は、水揚げされる主要な魚種（ウスメバル等）について血抜き処理を徹底し、一定基準以上のものにタグを装着し、差別化を図る取り組みを継続する。また、底びき網漁業者は、ボタンエビの活魚出荷を継続する。</p> <p>(4) ブランドを活用した魚価の向上</p> <p>漁協と漁業者は、「輝サーモン」の知名度向上に向けたPRを強化し、県内外への売り込みを継続する。また、ブランド化した魚種に対して販売促進や知名度向上の取り組みを継続する。</p> <p>(5) 直売会の開催等による魚価の向上</p> <p>漁業者は、海に面していない県内陸部での直売会を継続し、地産地消の推進・PRや魚価向上策に取り組む。また、新たな直売会を開催する。</p> <p>(6) 漁場清掃、海底耕耘などの漁場環境整備への取り組み</p> <p>底びき網漁業者は、漁場環境を改善し資源の増大を図るため、漁場環境の</p>
----------------	--

	<p>整備のための取り組みを引き続き実施するとともに、水域の監視及び情報収集に努める。</p> <p>採貝藻漁業者も、磯根資源の再生を図るため、漁場の清掃等を継続して取り組むとともに、県水産振興センターと連携し、適切な種苗放流を継続する。</p> <p>(7) 養殖生産の拡大</p> <p>採藻漁業者は、県水産振興センターと連携し、ギバサなどの養殖を継続して実施する。また、漁港静穏域を活用し実施している「輝サーモン」の養殖に引き続き取り組む。</p> <p>(8) 海業による所得向上の取り組み</p> <p>漁協と漁業者は、前年度までの反省点を改善し、本格的に海業の取り組みを開始する。</p>
漁業コスト削減のための取り組み	<p>(1) 経費削減の取り組み</p> <p>全漁業者は、漁場までの往復航行速度を毎時 2 ノット減速することとし、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>漁業者は船底清掃を行い、付着物を取り除くことで、燃費を良くし燃油消費量の削減を図る。</p> <p>漁協は、燃油高騰の影響緩和による漁業経営の安定化を図るため、漁業経営セーフティーネット構築事業への加入を促進する。</p>
漁村の活性化のための取り組み	<p>(1) 新規就業者や乗組員の確保のため新たな就業モデルの構築</p> <p>漁協は、担い手の掘り起しを行うため、漁業スクール受講者や新規就業希望者を対象に基礎的な漁業研修、就業後のフォローアップ等の就業モデル創出の取り組みを引き続き実施する。</p> <p>(2) デジタル化人材の育成</p> <p>漁協は、県と協力してデジタル化人材の育成のための研修等を引き続き実施する。</p>
活用する支援措置等	<p>水産業強化支援事業（国）</p> <p>漁村再生交付金事業（国）</p> <p>漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業（国）</p> <p>経営体育成総合支援事業（国）</p> <p>漁業経営セーフティーネット構築事業（国）</p>

(5) 関係機関との連携

<p>漁業振興及び地域活性化のため、行政や観光協会等との連携を強化し、地域特産品の開発や産地ブランドの創出を図る。</p>

(6) 取り組みの評価・分析の方法・実施体制

委員会事務局がチェックシートを用いて浜プランの進捗状況进行评估し、次年度の取り組みの改善等につなげる。

4 目標

(1) 所得目標

漁業者の所得の向上 10%以上	基準年	過去5ヵ年 (R元～R5 5中3平均) : 1 経営体あたり漁業者の所得 1,786 千円 うち漁業所得 1,786 千円
	目標年	令和11年度 : 1 経営体あたり漁業者の所得 1,994 千円 うち漁業所得 1,994 千円

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

漁業者1人あたりの漁業所得額により目標を設定することとし、基準所得は令和元年度～令和5年度の5中3平均とした。

目標所得は、収入については(1)活締め・神経締めなどの鮮度保持による魚価の向上、(2)ブランドを活用した魚価の向上、(3)活魚水槽を活用した出荷調整及び活魚出荷推進による魚価の向上の効果を、また、支出については、船底清掃及び減速航行の取組により見込まれる燃料削減の効果をそれぞれ見積もり積算した。取組内容に即した現実的な計算を行っており、妥当な目標設定であると判断した。

(3) 所得目標以外の成果目標

①所得向上の取り組みに係る成果目標

鮮度保持処理に取り組む魚種の単価の向上 (クロマグロ、ウスメバル、アマダイ、トヤマエビ、スルメイカ)	基準年	過去5年間 (R元～R5 5中3平均) 合計 1,018 円 (クロマグロ : 1,763 円、ウスメバル : 999 円、アマダイ : 1,362 円、トヤマエビ : 3,191 円、スルメイカ : 428 円)
	目標年	令和11年度 : 1,119 円 (クロマグロ : 1,951 円、ウスメバル : 1,094 円、

		アマダイ：1,499円、トヤマエビ：3,353円、スルメイカ：461円)
--	--	--------------------------------------

②漁村の活性化の取り組みに係る成果目標

新規就業者の増加	基準年	過去5カ年（R元～R5）平均： 1.2人
	目標年	令和11年度： 2人

(4) 上記の算出方法及びその妥当性

<p>前期浜プラン期間中、活〆技術の普及等による鮮度保持向上への取組を行っており、今期浜プランにおいても、上記取組を継続実施し、単価の向上を目指す。過去5カ年の5中3平均（単位：円）を基準年とし、最終年度平均単価円（%向上）を目指す。</p> <p>過去の新規漁業就業者数は、令和元～令和5年度の平均は5.0人となっている。漁業研修などの取組を継続するとともに、1人1人にあった就業スタイルの構築のサポートをすることで令和11年度には6.0人以上の新規就業者の確保を目指す。</p>

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
水産業強化支援事業（国）	荷捌き施設及び冷凍・加工施設の整備
漁村再生交付金事業（国）	海底耕耘による底質改善
漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業（国）	種苗放流、漂着堆積物除去
経営体育成総合支援事業（国）	新規就業者確保のための環境整備
漁業経営セーフティネット構築事業（国）	燃油高騰に備え、漁業コストの削減
ALPS基金（国）	ALPS処理水海洋放出の影響のある漁業者への支援

秋田県地域水産業再生委員会会計処理規程

平成 26 年 3 月 10 日制定

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、秋田県地域水産業再生委員会（以下「再生委員会」という。）の会計の処理に関する基準を確立して、再生委員会の業務の適正、かつ、能率的な運営と予算の適正な実施を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 再生委員会の会計業務に関しては、「浜の活再生プラン」策定推進事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 水港第 2657 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、「浜の活力再生プラン」策定推進事業実施要領（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 水港第 2659 号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）、「浜の活力再生プラン」策定推進事業交付要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 水港第 2658 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び秋田県地域水産業再生委員会規約（以下「再生委員会規約」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

(会計原則)

第 3 条 再生委員会の会計は、次の各号に掲げる原則に適合するものでなければならない。

- 一 再生委員会の会計処理に関し、真実な内容を明瞭に表示すること。
- 二 すべての取引について、正確な記帳整理をすること。
- 三 会計の処理方法及び手続きについて、みだりにこれを変更しないこと。

(会計区分)

第 4 条 再生委員会の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ区分して経理する。

- 一 「浜の活力再生プラン」策定推進事業会計
- 二 漁業経営セーフティネット構築事業会計
- 2 再生委員会の業務遂行上必要のある場合は、前項の会計と区分して特別会計を設けることができるものとする。

(口座の開設)

第 5 条 前条に関する口座は、秋田銀行に開設するものとする。

(会計年度)

第 6 条 再生委員会の会計年度は、協議会規約に定める事業年度に従い毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、再生委員会が設立された当初の会計年度については、設立会員会議の日から翌年の 3 月 31 日までとする。

- 2 再生委員会の出納は、翌年度の 4 月 30 日をもって閉鎖する。

(出納責任者)

第 7 条 出納責任者は、会長とする。

(経理責任者)

第 8 条 経理責任者を置くこととし、経理責任者は、文書管理責任者を兼務することができる。

(帳簿書類の保存及び処分)

第9条 会計帳簿、会計伝票その他の書類の保存期間は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 予算及び決算書類 永久
- 二 会計帳簿及び会計伝票 10年
- 三 証憑（領収書その他会計伝票の正当性を立証する書類をいう。以下同じ。） 10年
- 四 その他の書類 5年

(備考)

- 1 第1項は、文書等の標準的な保存分類等を参考に規定する。ただし、5年を下回ることはできない。
- 2 前項各号の保存期間は、決算完結の日から起算する。
- 3 第1項各号に掲げる会計帳簿、会計伝票その他の書類を廃棄する場合には、あらかじめ、第8条第1項の経理責任者の指示又は承認を受けるものとする。
- 4 前項において個人情報記録されている会計帳簿、会計伝票その他の書類を廃棄する場合には裁断、焼却その他復元不可能な方法により廃棄しなければならない。

第2章 勘定科目及び会計帳簿類

(勘定科目)

第10条 収入及び支出の状況及び財政状態を的確に把握するため必要な勘定科目を設ける。

- 2 各勘定科目の名称、配列及び内容については、会長が別に定める。

(勘定処理の原則)

第11条 勘定処理を行うに当たっては、次の各号に掲げる原則に留意しなければならない。

- 一 すべての収入及び支出は、予算に基づいて処理すること。
- 二 収入と支出は、相殺してはならないこと。
- 三 その他一般に公正妥当と認められた会計処理の基準に準拠して行うこと。

(会計帳簿)

第12条 会計帳簿は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 主要簿
 - ① 仕訳帳
 - ② 総勘定元帳
 - 二 補助簿
- 2 仕訳帳は、会計伝票をもってこれに代えることができる。
 - 3 補助簿は、これを必要とする勘定科目について備え、会計伝票及び総勘定元帳と有機的関連のもとに作成しなければならない。
 - 4 総勘定元帳及び補助簿の様式は会長が別に定める。

(会計伝票)

第13条 一切の取引に関する記帳整理は、会計伝票により行うものとする。

- 2 会計伝票は、次の各号に掲げるものとし、その様式は、会長が別に定める。
 - 一 入金伝票
 - 二 出金伝票
 - 三 振替伝票
- 3 会計伝票は、証憑に基づいて作成し、証憑とともに保存する。
- 4 会計伝票は、作成者が押印した上で、第8条第1項の経理責任者の承認印を受けるものとする。

(記帳)

第14条 総勘定元帳は、すべて会計伝票に基づいて記帳しなければならない。

2 補助簿は、会計伝票又は証憑に基づいて記帳しなければならない。

(会計帳簿の更新)

第15条 会計帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

第3章 予算

(予算の目的)

第16条 予算は、会計年度の事業活動を明確な計数でもって表示することにより収支の合理的規制を行い、事業の円滑適正な運営を図ることを目的とする。

(年度事業計画及び収支予算の作成)

第17条 年度事業計画及び収支予算は、会計区分ごとに作成し、担当者会の承認を得た後、会員会議の議決を得てこれを定める。

(予算の実施)

第18条 予算の執行者は、会長とする。

(予算の流用)

第19条 予算は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

第4章 出納

(金銭の範囲)

第20条 この規程において、「金銭」とは現金及び預貯金をいい、「現金」とは通貨のほか、郵便為替証書、為替貯金証書及び官公署の支払通知書をいう。

(金銭出納の明確化)

第21条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確しなければならない。

2 金銭の出納は、会計伝票によって行わなければならない。

(金銭の収納)

第22条 金銭を収納したときは、会長が別に定める様式の領収証を発行しなければならない。

2 入金先の要求その他の事由より、前項の様式によらない領収証を発行する必要があるときは、第8条第1項の経理責任者の承認を得てこれを行う。

3 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(支払方法)

第23条 出納の事務を行う者が金銭の支払う場合には、最終受取人からの請求書その他取引を証する書類に基づき、第8条第1項の経理責任者の承認を得て行うものとする。

2 支払は、金融機関への振込により行うものとする。ただし、小口払その他これによりがたい場合として第8条第1項の経理責任者が認めた支払のときには、この限りでない。

(支払期日)

第24条 金銭の支払は、毎月末とする。ただし、随時払の必要のあるもの及び定期払のものについては、この限りではない。

(領収証の徴収)

第25条 金銭の支払については、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、別に定める支払証明書をもってこれに代えることができる。

2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(預貯金証書等の保管)

第26条 預貯金証書又は預貯金通帳については、所定の金庫に保管し、又は金融機関等に保護預けをするものとする。

(金銭の過不足)

第27条 出納の事務を行う者は、預貯金の残高を証明できる書類によりその残高と帳簿残高との照合を行うとともに、金銭に過不足が生じたときは、遅滞なく第8条第1項の経理責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

第5章 物品

(物品の定義)

第28条 物品とは、消耗品並びに耐用年数1年以上の器具及び備品をいう。

(物品の購入)

第29条 前条の物品の購入について、稟議書に見積書を添付し、第8条第1項の経理責任者を経て、会長の決裁を受けなければならない。ただし、1件の購入金額が20万円未満のときは、事務局長の専決処理とすることができる。

(物品の照合)

第30条 出納の事務を行う者は、耐用年数1年以上の器具及び備品について、備品台帳を設けて保全状況及び移動について所要の記録を行うとともに、その移動又は滅失及び損があった場合は、第8条第1項の経理責任者に通知しなければならない。

2 第8条第1項の経理責任者は、事業年度中に1回以上、現物照合し、差異がある場合は、所定の手続を経て、前項の備品台帳の整備を行わなければならない。

(規定の準用)

第31条 再生委員会の運営に必要な経費であって、会議費等軽微なものの支出については、第29条の規定を準用する。

第6章 決算

(決算の目的)

第32条 決算は、一定期間の会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、当該期末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

(決算の種類)

第33条 決算は、毎半期末の半期決算と毎年3月末の年度決算に区分する。

(半期決算)

第34条 第8条第1項の経理責任者は、毎半期末に会計記録を整理し、次の各号に掲げる計算書類を作成して翌月の15日までに事務局長を経て会長に報告しなければならない。

- 一 合計残高試算表
- 二 予算対比収支計算書

(財務諸表の作成)

第35条 第8条第1項の経理責任者は、事業年度終了後速やかに年度決算に必要な整理を行い、次の各号に掲げる計算書類を作成し、会長に報告しなければならない。

- 一 収支計算書
- 二 正味財産増減計算書
- 三 貸借対照表
- 四 財産目録

(年度決算の確定)

第36条 会長は前条の計算書類に基づいて監事の監査を受けた後、当該計算書類に監事の意見書を添えて会員会議に提出し、その承認を受けて年度決算を確定する。

第7章 雑則

第38条 実施要綱、実施要領、交付要綱、再生委員会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、担当者会の承認を得た後、会長が定める。

附 則

この規程は、平成26年3月10日から施行する。

秋田県地域水産業再生委員会公印取扱規程

平成 26 年 3 月 10 日制定

(趣旨)

第 1 条 秋田県地域水産業再生委員会（以下「再生委員会」という。）における公印の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規程において「公印」とは、再生委員会の業務遂行上作成された文書に使用する印章で、それを押印することにより、当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。

(種類及び名称)

第 3 条 公印の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 協議会印 「秋田県地域水産業再生委員会」の名所を彫刻
- 二 職務印
 - イ 会長印 「秋田県地域水産業再生委員会会長」の名称を彫刻
 - ロ 事務局長印 「秋田県地域水産業再生委員会事務局長」の名称を彫刻

(公印の形状、寸法等)

第 4 条 公印の寸法は、次の各号に掲げるものとし、その字体及び材質は、会長が別に定める。

- 一 再生委員会印 25mm 平方
- 二 職務印
 - イ 会長印 23mm 平方
 - ロ 事務局長印 20mm 平方

(登録)

第 5 条 会長は、公印を新たに調製し、再製し、又は改印したときは、その印影を公印登録簿に登録しなければならない。

(交付)

第 6 条 会長は、前条の規定により公印の登録を終えたときは、直ちにその公印を第 8 条第 1 項の公印管理責任者に交付しなければならない。

(返納)

第 7 条 公印が不用となり、又は破損若しくは減耗して使用ができなくなったときは、次条の公印管理責任者は、直ちに会長に返納しなければならない。

- 2 会長は、前項の公印の返納を受けたときは、1 年間保管し、その期間が満了した後、廃棄する。
- 3 公印が廃棄されたときは、遅滞なく、第 5 条の登録を抹消するものとする。

(公印管理責任者)

第 8 条 公印の適切な使用及び管理を図るため、公印管理責任者を置く。

- 2 前項の公印管理責任者は、事務局長とする。

(管守)

第9条 前条第1項の公印管理責任者は、公印が適切に使用されるよう管理するとともに、公印が使用されないときは、金庫その他の確実な保管設備のあるものに格納し、これに施錠の上、厳重に保管しなければならない。

2 前条第1項の公印管理責任者は、第5条の公印登録簿を厳重に保管しなければならない。

(押印)

第10条 公印の押印は、原則として、会長又はその委任を受けた者の指示により第8条第1項の公印管理責任者が行うものとする。

2 第8条第1項の公印管理責任者が出張若しくは休暇その他により不在の場合又は秘密を要する文書に押印する必要がある場合等特別の事情がある場合に限り、前項の規定にかかわらず、会長の指名する者が行うものとする。

(使用範囲)

第11条 公印は、決裁が終了した文書を施行するときに限り使用するものとする。なお、補助金の請求又は交付に関する文書その他特に必要と認める文書については、当該文書とその原議にわたって、会長が別に定める契印を押印した上で使用するものとする。

附 則

この規程は、平成26年3月10日から施行する。

秋田県地域水産業再生委員会事務処理規程

平成 26 年 3 月 10 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、秋田県地域水産業再生委員会（以下「再生委員会」という。）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第 2 条 再生委員会の事務処理に当たっては、迅速、正確を期し、かつ、機密を重んじ関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理の総括)

第 3 条 再生委員会の事務処理は、事務局長が総括する。

(雑則)

第 4 条 再生委員会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 3 月 10 日から施行する。

秋田県地域水産業再生委員会組織図

H28.3.30設立

